



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 1 3 0 号 令和元年 1 1 月 2 9 日発行

目 次

は県例規集登載

【規則】

番 号	表 題	担当課名
1 7	建築士法施行細則の一部を改正する規則	住宅課 建築指導室

【訓令】

番 号	表 題	担当課名
6	徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	人事課 行政改革室

【公布された条例等のあらまし】

建築士法施行細則の一部を改正する規則（規則第十七号）

- 一 建築士法等の一部改正に伴う所要の改正を行うこととした。
- 二 この規則は、令和元年十二月一日から施行することとした。

徳島県規則第十七号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十五年徳島県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第七条第二号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五百二十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）を「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」に改め、同条第二項中「ちよう付しなければ」を「貼付しなければ」に改める。

第八条第四項中「第九条第一項」の下に「（第一号を除く。）若しくは第二項」を加え、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を削り、同条第二項中「死亡し、又は失そう宣告」を「失踪の宣告」に、「死亡又は失そうの」を「失踪の」に、「死亡又は失そう宣告」を「失踪の宣告」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「二級建築士等が、」を「二級建築士等は、法第九条第一項第一号の規定による」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

二級建築士等は、法第八条の二（第二号に該当する場合に限る。）の規定による届出をする場合においては、届出書に、免許証を添えて知事に提出しなければならない。

2 二級建築士等又はその法定代理人若しくは同居の親族は、法第八条の二（第三号に係る部分に限る。）の規定による届出をする場合においては、届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添えて知事に提出しなければならない。

第九条の見出しを「（登録の抹消）」に改め、同条第一項中「前条第二項の」を「前条第四項の規定による」に、「まつ消する」を「抹消する」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「まつ消した」を「抹消した」に、「登録まつ消」を「登録抹消」に改める。

第十六条第一項中「氏名」を「受験番号」に改める。

様式第一号中「（用紙A4）」を削り、「戸籍謄本（抄本）及び登記事項証明書」を「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」に、「はり付けて」を「貼付けて」に、「ちよう付した」を「押付した」に改め、同様式の欠格事由1を削り、同欠格事由2中「淋菌」を「淋菌」に改め、同2を同欠格事由1とし、同欠格事由中3を2とし、4を3とし、5を4とし、同4の次に次のように加える。

5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士

の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。

附 則

この規則は、令和元年十二月一日から施行する。

徳島県訓令第第六号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県教育委員会事務局
徳島県人事委員会事務局
徳島県監査事務局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局
徳 島 県 警 察 本 部
徳島県議会事務局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

別表第四市町村課の項部長の欄第五号中1から6までを削り、7を3とし、同3の次に次のように加える。

1 第三十条の三十八第四項の規定による勧告並びに同条第五項の規定による意見の聴取及び命令

2 第三十条の三十九第一項の規定による報告の徴収等

別表第四市町村課の項部長の欄第五号の8を削り、同項課長の欄第三号の1から3までを削り、同号の4中「第三十条の三十七第二項」を「第三十条の三十二第二項」に改め、同4を同号の1とし、同号の5中「第三十条の三十八第二項」を「第三十条の三十三第二項」に改め、同5を同号の2とし、同号の6中「第三十条の四十」を「第三十条の三十五」に改め、同6を同号の3とし、同号中7を4とし、同表管財課の項部長の欄第七号中「執行」の下に「及び長期継続契約の締結」を加え、同表環境管理課の項課長の欄第十四号の4中「第四十四条第五項」の下に「（第五十条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同表薬務課の項部長の欄第二号中「第八条第三項」を「第八条第二項」に改め、「同表国際課の項課長の欄第一号の3中「第八条第三項」を「第八条第二項」に改め、同表住宅課の建築指導室の項課長の欄第三十九号の3中「第九条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同欄第四十号の6中「氏名」を「受験番号」に改める。

別表第六の三徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項第十二号の11中「同条第三項」を「同条第六項」に、「公告、農用地利用配分計画の縦覧及び意見書の受理」を「協議」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同号中16を17とし、15を16とし、同号の14中「承認」の下に「及び同項ただし書の規定による委託先の指定」を加え、同14を同号の15とし、同号中13を14とし、12を13とし、11の次に次のように加える。

12 第十九条の二第三項の規定による同意

附 則

この訓令は、令和元年十一月二十九日から施行する。ただし、別表第四国際課の項課長の欄第一号の改正規定は同日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日（いずれか遅い日）から、同表住宅課の建築指導室の項課長の欄第三十九号及び第四十号の改正規定は同年十二月一日から、同表薬務課の項部長の欄第二号の改正規定は同月十四日から施行する。